

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第3回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。
本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、
著作権等の権利侵害となります。
上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第4章 機関

2 機関設計

けんちゃんのまとめ

会社法では、

- (1) 公開会社である大会社
- (2) 公開会社でない大会社
- (3) 公開会社であるが大会社でない
- (4) 公開会社でも大会社でもない

の4つに区分して、その類型毎に最低限の機関の設置を強制した。

また、基本的な会社法の機関設計に関する規律を以下のように定めた。

- (i) 全ての株式会社には、株主総会と取締役が必要
- (ii) 公開会社では、取締役会が必要
- (iii) 取締役会を設置したら監査役（監査役会）又は委員会・執行役のいずれかが必要
- (iv) 取締役会を置かない場合は、監査役会・委員会・執行役を置けない。
- (v) 公開会社でない大会社は、会計監査人が必要
- (vi) 会計監査人を置くには、監査役（監査役会）又は委員会・執行役のいずれかが必要
- (vii) 会計監査人を置かない場合には、委員会・執行役を置けない。

【非公開会社】

大会社以外	<ul style="list-style-type: none"> ① 株主総会、取締役 ② 株主総会、取締役、監査役 ③ 株主総会、取締役、監査役、会計監査人 ④ 株主総会、取締役、会計参与 ⑤ 株主総会、取締役会、監査役 ⑥ 株主総会、取締役会、監査役会 ⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人 ⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 ⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人
大会社	<ul style="list-style-type: none"> ③ 株主総会、取締役、監査役、会計監査人 ⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人 ⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 ⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人

【公開会社】

大会社以外	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 株主総会、取締役会、監査役 ⑥ 株主総会、取締役会、監査役会 ⑦ 株主総会、取締役会、監査役、会計監査人 ⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 ⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人
-------	--

	査人
大会社	⑧ 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 ⑨ 株主総会、取締役会、三委員会、会計監査人

3 株主総会

株主総会・・・会社の意思決定機関

取締役・・・決定事項の執行機関

1. 権限

取締役会非設置会社・・・一切の事項について決定できる

取締役会設置会社・・・会社法と定款に規定された事項のみ決定できる

2. 招集

けんちゃんのまとめ

【株主総会の招集手続き】

招集手続き	原則：必要 例外：書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは、招集手続きを省略できる。
招集通知を発する時期	① 公開会社又は書面、電磁的方法による議決権の行使を認めた場合は、株主総会の日々の2週間前まで ② 公開会社でない株式会社は、株主総会の日々の1週間前まで ③ 公開会社でなく取締役会設置会社でない株式会社は、定款で、1週間より短い期間を定める事が出来る
通知方法	① 書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めた場合 ② 取締役会設置会社の場合 書面又は株主の承諾を得て電磁的方法による ※ 取締役会設置会社でない株式会社で、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めていない場合は、通知方法に制限なし

5. 決議方法

(3) 多数決の修正

けんちゃんの用語チェック

累積投票とは、通常、2人以上の取締役を株主総会で選任するときには、1人ずつ別々に選任の決議をする。しかしこれだと多数派閥の株主が推す者しか取締役に出来ない可能性がある。

そこで、少数派閥の株主が推す者でも取締役に出来るように累積投票制度がある。

すなわち、2人以上の取締役を株主総会で選任するとき、その取締役候補者全員の選任を一括して行い、代わりに各株主には1株につき選任される取締役と同数の議決権を認め、(例えば、

3人の取締役を選任する場合は1株につき3票の議決権)投票させ、得票数の多い順に取締役に

選任されるという制度。

7. 反対株式の株式買取請求権

(会社法第116条)

次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

- ① その発行する全部の株式の内容として第107条第1項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 全部の株式
- ② ある種類の株式の内容として第108条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 第111条第二項各号に規定する株式
- ③ 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第322条第2項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき 当該種類の株式
 - イ 株式の併合又は株式の分割
 - ロ 第185条に規定する株式無償割当て
 - ハ 単元株式数についての定款の変更
 - ニ 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第202条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第241条第1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）
 - ヘ 第277条に規定する新株予約権無償割当て

- ※ 第107条第1項第一号：譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- ※ 第108条（異なる種類の株式）
- ※ 第111条（定款の変更の手続の特則）
- ※ 第322条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）
- ※ 第185条（株式無償割当て）
- ※ 第202条（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合）
- ※ 第241条（株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合）
- ※ 第277条（新株予約権無償割当て）

けんちゃんのまとめ

【過去問対策1】

反対株主には、株式の買取請求権が認められているが（会社法第116条）、「議決権制限株式を発行する旨の定款変更決議に反対する株主」は、ここにいう株式買取請求権が認められた反対株主には該当しない。したがって、当該株主は、株式買取請求権を行使することはできない。

【過去問対策2】

株主総会決議に反対する株主が買取請求権を行使するには、原則として、その決議に先立ち反対の旨を当該株式会社に対して通知し、かつ、その総会において当該行為に反対しなければならない（会社法第116条第2項1号イ）。

なお、議決権を行使することができない株主の場合は、これらの行為は不要である（会社法第116条2項1号ロ）。

【過去問対策3】

株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（会社法第116条6項）。

4 取締役

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任契約となる（300条）
従って、役員及び会計監査人は、職務執行にあたり善管注意義務を負う

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

会社法では「取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。）の業務を執行する」と規定している。（348条①）

したがって、代表取締役が他に選定されても、業務執行権は当然には消滅しない。

（363条①）代表取締役が取締役会設置会社の業務を執行するのが原則であるが、代表取締役以外の取締役であって、**取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものがあれば**、取締役会設置会社の業務を執行することができる。

1. 被選資格・員数

331条①の取締役欠格事由に未成年者は含まれていない。事に注意

けんちゃんのまとめ

【過去問対策】

委員会設置会社以外の株式会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人も兼任することができる。これは取締役が業務執行権を有する以上、当然のことである。なお、委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼任することはできないとされているが

（331条③）、これは、当該会社の取締役は、原則として委員会設置会社の業務を執行することができず（415条）、当該会社の業務執行は「執行役」が行うからである（418条）。

会社法第2条15号は「社外取締役」の意義について、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないものをいう」と規定している。したがって、「**業務執行権のない子会社の取締役**」は上記のいずれにも該当せず、社外取締役となることができるため、兼任することができる。

けんちゃんのまとめ

【取締役と監査役の比較】

	取締役	監査役
選任	株主総会の普通決議	
解任	株主総会の普通決議 ※累積投票によって選任された場合、特別決議	株主総会の特別決議
任期	原則：選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※定款又は株主総会の決議で短縮できる 例外①：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長できる 例外②：委員会設置会社は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	原則：選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※短縮不可 例外：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長できる
会社との関係	委任関係	
利益相反取引の制限	あり	なし